

人吉市農業委員会定例総会
(第3回)

令和6年3月25日

人吉市農業委員会

人吉市農業委員会定例総会会議録

令和6年3月25日

人吉市役所 2階 201会議室

議事日程

- 日程第 1 議第 13 号 農地法第3条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 2 議第 14 号 農地法第4条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 3 議第 15 号 農地法第5条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 4 議第 16 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定に基づく農業委員会の意見決定について
日程第 5 議第 17 号 農地利用集積等促進計画（案）について

○ 出席農業委員（10名）

会 長	10番	上 野 博 司
会長職務代理者	9番	林 主 一
委 員	1番	向 岩 敏 雄
同	2番	中 嶽 修 平
同	3番	原 口 政 廣
同	4番	刈 上 澄 雄
同	5番	竹 下 豊
同	6番	簗 田 秀 彦
同	7番	永 田 正 輝
同	8番	宮 崎 右 男

○ 出席推進委員（15名）

委 員	11番	牛 塚 敬 一 郎
同	12番	西 門 泰 人
同	13番	段 村 洋 一
同	14番	山 本 雄 二
同	15番	竹 田 博
同	16番	有 瀬 英 憲
同	17番	中 村 郁 子

同	18番	椎 葉 徹
同	19番	元 田 和 弘
同	20番	赤 池 親
同	21番	迫 田 公 江
同	22番	仲 村 建 彦
同	23番	北 山 加 一 郎
同	24番	東 悟
同	25番	東 照

議事録署名農業委員 1 番 向 岩 敏 雄
 議事録署名推進委員 18 番 椎 葉 徹

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

局	長	前 村 洋 宣
係	長	豊 永 英 紀
主	任	渕 田 奈 緒 美
再 任 用 職 員		坂 井 正 子

開会 9 : 3 0

○（議長）おはようございます。本日の会議は、出席委員が定足数に達しておりますので、成立いたしました。ただ今から令和 6 年第 3 回人吉市農業委員会総会を開会いたします。議事録署名委員に 1 番委員、18 番委員を指名します。本日の議事日程の朗読を行います。事務局長お願いします。

○（事務局長）議事日程 朗読

○（議長）日程第 1・議第 13 号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第 1・議第 13 号 朗読

○（議長）1 番について、1 番委員の調査報告をお願いします。

○（1 番委員）おはようございます。議第 13 号、農地法第 3 条の許可申請に対する 1 番の報告をします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、面積は 1 筆で 113 m²です。無償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりで

す。申請の理由は、譲渡人の農業経営の縮小と譲受人の農業経営の拡大となっております。申請地はタブレット端末のとおりです。申請に至った理由としては、譲渡人の現状では管理が難しいということで、近くの譲受人に譲渡するということで今回の申請になったようです。譲受人は建築業と兼業ですが、普段から農作業にも従事されていて、申請地には野菜と畑を作りたいそうです。また、申請地は窪地で雨のシーズンになると、畑が浸かるということで心配されていましたが、それまではしっかりと管理と耕作していきたいということです。他にも経営面積が7,776㎡ありますので、他のほ場の管理や機械について聞いてみたところ、耕うん作業は近くに居る娘婿に依頼をしてやってもらっているとのことでした。今後もしっかりと管理をお願いしました。次に調査書をご覧ください。調査の結果、1番、4番、6番はいずれも該当せず、許可相当と判断いたしました。ご審議の方よろしくをお願いします。

○（議長）ありがとうございました。1番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。

2番について6番委員の調査報告をお願いします。

○（6番委員）おはようございます。議第13号、農地法第3条の許可申請に対する2番の調査報告を行います。まずは、議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、5筆で2,775㎡、有償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請の理由は譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の拡大となっております。作物については、飼料作物を栽培するということで、すでにイタリアンの栽培がされております。譲受人の今後の畜産経営の規模拡大によるものです。申請地は位置図をご覧ください。区画が大きく分かれておりますが、筆数は5筆となっております。次に調査書をご覧ください。調査の結果、1番、4番、6番はいずれも該当せず、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしくをお願いします。

○（議長）ありがとうございました。2番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。
3番について2番委員の調査報告をお願いします。

- （2番委員）おはようございます。議第13号、農地法第3条の許可申請に対する3番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、面積は1筆で112㎡です。有償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請の理由は譲渡人の農業経営の廃止となっております。申請地は別紙位置図の3ページのとおりとなっております。ここで何点か補足いたします。この農地に関しましては、周りを宅地に囲まれておりまして、以前の利用状況調査では、なかなか耕作されず、少し荒れておりました。3年前に新しく建物を譲受人が隣に建て替えられ、その際に申請地も下払いなどをされ、きれいになっておりました。それ以降、譲受人が口頭契約ではありますが、家庭菜園のような形で今は玉ねぎを栽培しておられます。今回、農業を新しく始められるということではなく、3年前から耕作をされている実績があります。次に調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、6番はいずれも該当せず、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしくをお願いします。

- （議長）ありがとうございました。3番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。
4番について3番委員の調査報告をお願いします。

- （3番委員）おはようございます。それでは、議第13号、農地法3条の許可申請に対

する4番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、面積は1筆で814㎡です。無償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。この農地は20年ほど前から譲渡人と譲受人で利用権設定をして現在に至っている水田です。申請の理由は譲渡人の農業経営の縮小となっておりますが、実際には譲渡人が県外に住んでおられまして、こちらに農地があっても自分で作ることはできず、譲受人に作ってもらっていたということで、今回、譲受人に無償移転することになりました。この農地以外に3,000㎡ほどの農地がもう1筆ありますが、これも他の方に無償移転をしたいとの話がありました。申請地はタブレットをご覧ください。漠然として分かりにくいかもしれませんが、県道大畑西線と書いてある上のほうに点線で囲ってありますが、これが養鶏場になります。それから約200m上に申請地があります。調査の結果、1番、4番、6番は該当せず、許可相当と判断しました。皆様のご審議の方よろしくをお願いします。

○（議長）ありがとうございました。4番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって4番は原案可決いたしました。

日程第2・議第14号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第2・議第14号 朗読

○（議長）1番について6番委員の調査報告をお願いします。

○（6番委員）議第14号、農地法第4条の許可申請に対する1番の調査報告を行います。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、面積は1筆で784㎡です。申請人は記載のとおりで、転用目的は農業機械の置場となっております。申請人は相良村に大きな牧場を経営されておられまして、市内宅地に農地の所有や仮置きを行っておられます。飼料稲などを主に栽培されておられまして、相良村から大型農業機械の移動関係に困難があり、近くに置場を設けたいということで、効率化を図るために今回の申請に至ったということでございます。農地の区分は第2種

農地で都市計画用途指定区域外であります。着工と完了は記載のとおりです。申請地は位置図をご覧ください。雨水については、自然浸透式となっております。下方に大井出水利組合の水路がありますが、説明を行っておられます。次に実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりです。農地の区分と転用目的は、申請地は第2種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ないと判断しております。次に一般基準でございますが、1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしくをお願いします。

- （議長）ありがとうございました。1番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。2番について2番委員の調査報告をお願いします。

- （2番委員）議第14号、農地法第4条の許可申請に対する2番の報告をします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、面積は1筆で455㎡です。申請人は記載のとおりで転用目的は駐車場です。農地の区分は第3種農地で都市計画用途指定区域内となっております。申請地は別紙の位置図6ページのとおりです。こちらは始末書ありとなっております、この件につきまして補足をさせていただきます。もともと申請地は大きな1筆の農地でしたが、申請人のお父様がお亡くなりになっておられますが、アパートを建築するにあたり、アパート部分とその下に宅地がありますが、アパート部分の宅地と新しく転用で譲った分の宅地とその残地が今回の農地の部分となっております。周りも住宅地に囲まれておりまして、田として利用するのが難しかったのではないかとこのころでした。その後、アパートの住人の方がやはり一家で車を2台ほど利用されるということもありまして、駐車場が手狭になったところでどういう経緯かは不明ですが、駐車場として利用されるようになったということでした。その後、申請人が平成23年に相続をされ、現在に至っているところ、農地転用が必要であると分かったため、今回の申請に至ったということで始末書も提出されております。次に実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のと

おりで農地の区分は第3種農地です。一般基準は1番、3番、6番、8番は適当と判断しました。総合判断としまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断しました。ご審議の方よろしくをお願いします。

- （議長）ありがとうございました。2番の報告について質疑はありませんか。
- （8番委員）位置図を見ると変形したような農地として残っていたという説明でしたが、これを駐車場として利用できるスペースはあるのでしょうか。
- （2番委員）現地を確認しましたが、田を耕作されなくなってかなり長いこと経っていたようでして、地面もだいぶ草が生えて荒れており、そこに車を止めるようになったとのいきさつでした。周りも住宅に囲まれておりまして、おそらく分筆をした時点で水も来なくなったというところで田としては耕作されず、その後、駐車場として使われている状態です。その当時の農業委員会の許可がどうだったのかは分かりませんが、放置をした結果、荒れてしまい、車を止めるようになったとのことでした。
- （8番委員）何台ほど止まるのでしょうか。アパートを建てられたということでしたが、合わせての駐車場になるのでしょうか。
- （2番委員）申請地の上にアパートがありますが、今回の農地転用以外でももちろん駐車場はありました。ただ、それだけでは手狭になったというところで、実質、農地部分にも車を止めるようになったというところでした。現地確認した際には、だいぶ古いアパートということもあり、空いている部屋もありまして、現地は全てに車が止まっている状態ではありませんでした。
- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたします。
日程第3・議第15号を議題といたします。事務局係長をお願いします。

○（事務局係長）日程第３・議第１５号 朗読

○（議長）１番から３番について１番委員の調査報告をお願いします。

○（１番委員）議第１５号、農地法第５条の許可申請に対する１番の報告をします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、面積は１筆で２９６㎡です。所有権移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりで転用目的として資材置場です。農地の区分は第２種農地で都市計画用途指定区域外です。現在、既転用で始末書を提出していただいております。申請地はタブレットの７ページのとおりです。場所としては万江川のすぐ側で現在、雑種地であり、隣接する養殖場の資材置場として利用するとのこと。砂利で埋め立てて汚水は発生せず、雨水は自然浸透で対応できるとのことです。道路で挟まれた場所になっております。また、その場所は以前から見ておりましたが、農用地区域内にある農地以外の農地で生産性の低い農地ではありません。次に実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりで農地の区分は第２種農地です。一般基準として１番、３番、６番、８番は適当と判断しました。総合判断としまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断しました。ご審議の方よろしく願いいたします。

続きまして、議第１５号、農地法第５条の許可申請に対する２番の報告をします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、面積は１筆で３４８㎡です。所有権移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりで転用目的は駐車場です。農地の区分は第２種農地で都市計画用途指定区域外です。これも１番の同じく既転用で始末書が提出されております。申請地はタブレットの７ページのとおりです。場所も同じく万江川のそばで養殖場の横で駐車場として利用するとのこと。砂利で埋め立てて汚水は発生せず、雨水は自然浸透で対応できるとのことです。道路で挟まれた場所になっております。農用地区域内にある農地ですが、生産性の低い農地であります。次に実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりで農地の区分は第２種農地です。一般基準として１番、３番、６番、８番は適当と判断しました。総合判断として、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断しました。ご審議の方よろしく願いします。

続きまして、議第１５号、農地法第５条の許可申請に対する３番の報告をします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、面積は１筆で７１９㎡です。所有権移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりで転用目的は井戸と車輛置場です。農地の区分は第２種農地で都市計画用途指定区域外です。これも１番と２番の報告と同じく既転用で始末書が提出されております。申請地はタブレットの７ページのとおりです。場所は雑種地で隣接地の養殖場の井戸が一つ掘ってあります

が、それだけでは水が足りないということで、井戸と車輛置場に利用したいということです。また、この申請地も同じく砂利で埋め立てて汚水は発生なしで、道路で挟まれた場所です。雨水は自然浸透で対応できるとのことです。1番と2番と同じく生産性の低い農地であります。次に実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりで農地の区分は第2種農地です。一般基準として1番、3番、6番、8番は適当と判断をしました。総合判断としまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしく申し上げます。

○（議長）ありがとうございました。1番の報告について質疑はありませんか。

○（6番委員）養殖場では何をされるのでしょうか。

○（1番委員）サーモンだそうです。

○（6番委員）いつ頃からだいたいされているのでしょうか。

○（1番委員）2年ほど前からされており、6,000匹ほど入っているそうです。

○（議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。

2番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。
3番の報告について質疑はありませんか。
- （16番委員）車輛置場と駐車場はどう違うのでしょうか。
- （1番委員）車輛置場のほうには重機を置きたいとのことでした。駐車場は普通の車を止められると思います。
- （16番委員）分かりました。総合的にみると1,000㎡を超える面積であります
が、利用状況調査をされたときにどのように判断をされたのでしょうか。既転用との
ことですので、始末書が提出されていると思いますが、どのように利用状況調査では
判断されたのでしょうか。
- （1番委員）先ほど報告したとおり、雑種地ということで、保全として判断をいたしま
した。
- （議長）事務局から説明をお願いします。
- （事務局係長）実際にこの農地は、今年に入ってからこのように違反転用の状態にな
っておりまして、利用状況調査の際には1番委員がおっしゃられたとおり、保全の状
態で、A判定になるかならないかの状態でした。実際には譲渡人と譲受人の間に別
の方が入っていらっちゃって、この方が1年くらい前に転用の相談をしに農業委員会
に來られていましたので、きちんと申請をしてから転用を行っていただくものと農業委
員会のほうも思っておりましたが、たまたま上原田町のほうに私が別の要件で通りか
かったときに、見かけまして「どうしてこのようなことになっているのか」と尋ねた
ところ、その間に入っていらっしゃる方が譲受人のほうに「もう、手続きは済んだの
で、工事に入っている」と聞いて、今年に入り工事にも取り掛かれたようです。実
際には農業委員会にはまだ何も手続きはされていなかったもので、転用目的どおりにな
っていました。今日の総会が終わって、許可が出るまでは目的どおりにはなっていま
すが、使用しないようにということで、この申請地には立ち入ることが出来ないよう
な措置を現在していただいています。
- （1番委員）先ほど事務局係長が言われたように、現地を確認したところ、ロープが張
っており、工事もそのあとは進んでいない状態です。

- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。
- （6番委員）農地で水産業をされる場合は、5条申請なのでしょうか。
- （事務局係長）業種はそれぞれありますが、その業種は関係なく、何の目的に使うかということで、転用申請が必要になります。
- （6番委員）業種は。
- （事務局係長）転用目的の中には入り込まない部分なので、問題はないと思います。
- （6番委員）今回はということですか。
- （事務局係長）これからも変わりません。
- （6番委員）例えば農地に水を貯めて鯉を飼う、生産、販売目的にするという形であれば、問題ないのでしょうか。養殖するとなると転用申請をしなければならないのでしょうか。
- （事務局係長）農地から養殖池にするのであれば、5条申請が必要になりますが、養殖池の設置されている場所は農地ではありません。全く農地から外れている地目になり、農業委員会で審査する必要はありません。
- （6番委員）分かりました。
- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。
4番から5番について6番委員の調査報告をお願いします。

- （６番委員）議第１５号、農地法第５条の許可申請に対する４番の調査報告を行います。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、面積は３．１６㎡です。農用外で所有権移転でございます。譲渡人、譲受人は記載のとおりで転用目的は排水路用地でございます。農地の区分は第２種農地で都市計画用途指定区域外となっております。既転用で始末書もございます。申請地は位置図をご覧ください。次に実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりです。申請地は第２種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ないとしております。一般基準の１番、３番、６番、８番は適当と判断をいたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしました。始末書も出ておりますので、簡潔に読み上げます。申請地に排水路を作ったのは、譲受人のお父さんということですが、昭和６０年頃に作られたということです。当時の状況はよく分からないということですが、申請地東側の土地から続く雨水等の排水路として敷設したものだと言っているということです。本人は、手続きは完了していたものと思っていたが、まだされていなかったということで、違反転用の状態であったということです。今後においては、このようなことが無いように農地法等関係法令を遵守するということで始末書がでております。

次に議第１５号、農地法第５条の許可申請に対する５番の調査報告を行います。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、面積は１筆で５６７㎡です。農用外で所有権移転となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりで、転用目的は資材置場となっております。譲受人は現在、錦町で建築業を営まれておられまして、豪雨災害に伴う家屋の建設依頼の増加に対応するため、申請地に隣接する宅地をリフォームして営業所を設ける準備をされておられます。それに伴い資材置き場として利用したいとのことで申請に至ったものでございます。この資材置場についてはクラッシャーランを敷き、雨水については自然地下浸透式を行うということです。浸透出来なかった雨水については、近くに河川がありますが、それに雨水桝を設けた残りはそちらに流入するということでございます。被害防除方策の確認書も取っておられます。次に農地の区分は第２種農地で都市計画用途指定区域外となっております。着工と完了は記載のとおりです。申請地は位置図をご覧ください。次に実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりで農地の区分と転用目的ですが、申請地は第２種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ないとしております。一般基準の１番、３番、６番、８番は適当と判断をいたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしく申し上げます。

- （議長）ありがとうございました。４番の報告について質疑はありませんか。

○（7番委員）再度、お尋ねしますが、所有権移転で既転用するということは、自分の土地ではないところに勝手に作っていたということでしょうか。

○（6番委員）はい。

○（7番委員）排水路は何のために必要だったのでしょうか。

○（6番委員）排水路といいますか、用排水路のようなものです。先ほども説明いたしましたが、申請地東側の土地から続くための用排水路ということです。お父さんの時代から作っておられて、それが譲渡人の農地だったということです。今後は駐車場とされる予定とのことですが、それを計画するにあたり、登記上が田であったことが判明したということで今回の申請になったということです。

○（7番委員）分かりました。

○（議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって4番は原案可決いたしました。
5番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって5番は原案可決いたしました。

6 番から 8 番について 4 番委員の調査報告をお願いします。

- （4 番委員）議第 15 号、農地法第 5 条の許可申請に対する 6 番の報告をします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、農用外、賃貸借権の設定です。貸付人、借受人は記載のとおりです。転用理由は資材置場、一時転用になります。ここは第 2 種農地で都市計画用途指定区域外になります。工事の期間は記載のとおりとなっております。ここは昨年 10 月に許可が下りましたが、現場に行き確認したところ、川の中に工事現場へと続く道を作っていて、それが川の増水で流れたということで、工事が難航し、今回、工事の期間延長ということで申請が出されております。申請地はタブレットの 10 ページをご覧ください。次に実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりで農地の区分は第 2 種農地です。一般基準といたしまして 1 番、3 番、6 番、8 番、9 番は適当と判断しました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしくお願いします。

続きまして、7 番の報告をいたします。農地の所在は記載のとおりでございます。地目は田、農用外です。面積は 144 m²です。ここも賃貸借権の設定です。転用目的は資材置場、一時転用となっております。貸付人、借受人は記載のとおりとなっております。ここも 1 番と同じく資材置場として許可が下りていましたが、川の増水のため、工事が難航し、工事の期間延長ということで申請が出されております。次に実質審査表をご覧ください。立地の基準は記載のとおりで、農地の区分は第 2 種農地です。一般基準といたしまして 1 番、3 番、6 番、8 番、9 番は適当と判断しました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしくお願いします。

続きまして、8 番の報告をいたします。農地の所在は記載のとおりで、地目は田、1 筆で 341 m²です。ここも賃貸借権の設定です。転用目的は資材置場、一時転用となっております。貸付人、借受人は記載のとおりとなっております。これも 1 番と 2 番と同じで工事の期間延長ということで申請が出されております。実質審査表をご覧ください。立地の基準は記載のとおりで、農地の区分は第 2 種農地です。一般基準といたしまして 1 番、3 番、6 番、8 番、9 番は適当と判断しました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしくお願いします。

- （議長）ありがとうございました。6 番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって6番は原案可決いたしました。

7番について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって7番は原案可決いたしました。

8番の報告について質疑はありませんか。

○（16番委員）賃貸借ということですが、1月あたり1万1千円となっていますが、面積に関係なく1筆での金額で設定されているのでしょうか。

○（事務局 刈田主任）1筆あたり月に1万1千円となっております。

○（議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって8番は原案可決いたしました。

日程第4・議第16号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第4・議第16号 朗読

- （議長）所有権移転関係が１番は私本人。また、利用権設定の「利用権の設定を受ける者」が、５番と１９番は２４番委員本人、３番と１８番は２１番委員の親族となっております。農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、議事参与、採決に加わることはできませんが、参考人として出席し、説明等のため発言がありましたら許可したいと思います。お諮りいたします。関係委員の出席を許可することにご異議のない方の挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって許可いたします。
- （議長）ここで２２番委員から発言の申し出がありますので、許可します。
- （２２番委員）利用権設定の３番について調査しました結果について申し上げます。借賃の欄に玄米９０ｋｇと書いてありますが、当該農地は荒れているため、借賃について無償でよいと貸人、借人ともにこの申出書を提出されたあとに、協議されたそうです。農業振興課ではその申し出を受けて、原本を訂正されたと聞いております。よって、借賃の欄は０円、利用権の種類と法律関係は賃借権ではなく使用貸借権になります。以上です。
- （議長）ただ今、２２番委員から報告のとおり３番の案件について修正を許可することに異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって許可いたします。
それでは事務局の説明をお願いします。
- （事務局 坂井）報告の前に訂正をお願いいたします。先ほど、３番を賃貸借権から使用貸借へ修正をお願いしましたので、３ページの一覧表の区分の修正をお願いします。３番が賃借権となっておりますが、使用貸借権へ修正をお願いいたします。
それでは、お手元の資料をご覧ください。令和６年３月１２日付けで人吉市長から農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条第１項の規定による農用地利用集積計画（案）についての意見決定を求められております。

まず、1ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表になります。左側の今回について、利用権設定の「田」が78,310㎡、「畑」が10,010㎡、合計の88,320㎡あがってきております。一番下の所有権移転の「田」は2,519㎡、「畑」は0㎡でした。次に右側の本年累計は記載のとおりです。

次に2ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表（所有権移転関係）になります。今回、公社買入が0件、公社売渡が1件、計の1件でございます。

次に3ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表になります。今回、新規が7件、再設定が15件、合計の22件あがってきております。いずれの案件も、それぞれの地区の担当委員さんに調査、確認をしていただいております。

次に4ページと5ページをご覧ください。中間管理機構分の利用権設定等状況一覧表になります。農地中間管理機構が行う利用権設定については、集積計画と配分計画の一括方式での取り扱いとなり、独立して一覧表を作成しております。「田」が35,315㎡、「畑」が4,505㎡、合計の39,820㎡あがってきております。以上、報告を終わります。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を5分間ほどとります。10時34分まで各自で審査をお願いします。

（各自審査）

○（議長）時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

○（8番委員）今回、会長が買われている農地がありますが、10a当たり16万7千75円となっておりますが、今、だいたい農地としての基準はいくらくらいでしょうか。

○（事務局 坂井）こちらの3条申請を見ていただければ分かるように、千差万別です。私のほうで分かるのは、あっせんを担当させていただいておりますが、あっせんの基準は地域によって少しずつ違っております。そして、今回の場合は、本当は1筆だけでよかったけれども、売り渡しの方が「他の筆も一緒に買ってほしい」と要望があったので、その農地を買うために総額から判断をして、少し割安になっているかと考えておりますが、そういう事情があります。本当は1筆だけで買う予定が他の筆も一緒

に買うことになったということです。

- （８番委員）売り手からの要望で他の筆と一緒に買うことにより少し安くなったということですか。
- （事務局 坂井）はい。過去にもそのような例があったと記憶しております。以上です。
- （８番委員）なんとなく分かるようで分からないような単価になってしまっています。
- （議長）本来は、反の２５万円で相談をしておりましたが、他の農地も持っておられて今、説明がありましたが、他の農地だけは贈与ということも出来なかったもので、総額から計算したときの金額がこのようになりました。
- （８番委員）分かりました。
- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
１番の所有権移転と３番、５番、１８番、１９番を除く貸借設定について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
続きまして、１番の所有権移転と３番、５番、１８番、１９番について、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
日程第５・議第１５号を議題といたします。事務局係長お願いします。

- （事務局係長）日程第５・議第１５号 朗読

- （議長）利用権設定の「利用権の設定を受ける者」が、9番と10番は9番委員と16番委員が組合の法人、11番は私が組合員の法人となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与、採決に加わることはできませんが、参考人として出席し、説明等のため発言がありましたら許可したいと思います。お諮りいたします。関係委員の出席を許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって許可いたします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

- （事務局 坂井）お手元の資料をご覧ください。令和6年3月12日付けで人吉市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）についての意見決定を求められております。

1ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画総括表になります。今回、11件ありました。利用権の転貸の「田」が41,129㎡、「畑」が0㎡、合計で41,129㎡あがってきております。貸借を受ける者の1番の全部効率要件、2番の常時従事要件、3番の地域における安定的農業経営要件について審査をそれぞれお願いします。以上です。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長）質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を5分間ほどとります。10時43分まで各自で審査をお願いします。

（ 各自審査 ）

- （議長）時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

- （6番委員）1番から3番を借りる法人は昨年からの借り受けをされておられますが、本格的に稼働が始まるかと思います。面積もかなり広く借りられており、心配といえますか、方向性はどうかかと思っております。事務局で分かりましたら、よろしくお

願います。

- （議長）私からいいでしょうか。この農地につきましては、私が以前、借りていた農地です。５丁３反ほど借りていましたが、いろいろな事情でこの地区での耕作を辞めることになり、ここに出てきます法人と４番から８番の借受人に預け替えをお願いしました。法人については、昨年、新しく法人を設立され、構成員の中には役場の職員さんや議員さんも居られます。ここでは麦の作付けを信号機のところで１丁２反ほどされておられます。来年度からは麦を作付けされているところも含めて３丁５反については、飼料用米を作付けていく計画でされておられます。今のところは機械等も順次揃えておられまして、問題なく進んでいくと思われます。この前、振興局へ呼ばれまして私の経営計画の中と今後の法人の収支計画について２時間ほど協議をしまして、収支計画を作成できましたので、今のところは頑張っておられる状態ですので、上手く進んでいくのではないかと考えております。

- （６番委員）分かりました。

- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。

９番、１０番、１１番を除く貸借設定について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

貸借設定の９番、１０番、１１番について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

これで本日の議事は全部終了いたしました。

これにて令和６年第３回人吉市農業委員会総会を閉会します。

(10時45分 終了)

人吉市農業委員会規則第16条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市農業委員会会長

署名農業委員

署名推進委員